

3/15
(水)

無料法律相談会を開催

今年度2回目の、旭川弁護士会主催の無料法律相談会が次のとおり実施されます。借金、離婚、相続・遺言、交通事故、不動産、消費者問題など、弁護士と直接会って日頃の悩みを相談してみませんか。

- 日 時 3月15日(水) 午後1時～午後4時
- 場 所 町民センター1階 町民研修室
- 申 込 事前に役場総務課庶務係(TEL32-2421)に電話等で申し込み願います。※当日でも申し込み可能です。
- 担当弁護士 旭川弁護士会所属 井上雄樹 弁護士

■詳しくは総務課庶務係まで(TEL32-2421)

3/19
(日)

烏龍茶湯で健康的なお肌に

今回の変わり湯は、「烏龍茶湯」です。この湯は、保湿・抗菌効果があります。ぜひ、烏龍茶を入れたお風呂をお楽しみください。

- 日 時 3月19日(日) 午後4時30分～午後9時30分
- 場 所 保養センター



■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

3/24
(金)

防火のお願い 家庭訪問(市街地区)

昨年、和寒町では1件の火災が発生し、火災の件数は減少傾向にあるものの、長年築き上げてきた貴重な財産が失われています。

尊い命や財産を守るため、日常生活から火災予防のお願いに、各家庭を訪問します。

※当日、消防団員が巡回し、火災予防の呼び掛けとチラシによる広報を実施しますので、ご協力をお願いします。

- 日 時 3月24日(金) 午前8時30分から
- 対象地区 恵みヶ丘・大通・西町・仲町・若草・かたくり各自治会



■詳しくは消防署和寒支署まで(TEL32-2119)

冬の運動不足解消にスノーシュー！！

冬のレジャーで注目のスノーシュー(西洋かんじき)ですが、スノーシューを履くことで足に負荷がかかり通常の歩行よりも筋力がつきます。また、圧雪されていないところを歩くことで負荷を調整することもできます。参加者の体力に合わせ、無理のないようおこないますのでぜひご参加ください。

- 開催日時 平成29年3月8日(水)、14(火)、17日(金) 9:30～11:00
- 集合場所 総合体育館
- 内 容 三笠山周辺を散策します。参加人数により多少内容を変えて行います。
- 募集定員 15名(定員になり次第〆切りします)
- 申 込 開催日の前日までに総合体育館にお申し込みください。
- 服 装 屋外での運動となりますので、防寒対策及び長靴、スノトレ等でお越しください。(スノーシューはお貸しします)
- 持 ち 物 手袋、水、お茶等(水分補給)、ストック(なければご用意します)、タオル等



■詳しくは指定管理者一般財団法人和寒町体育協会まで(TEL32-4470)

ゴルフ教室開催のお知らせ

和寒町ゴルフ協会主催の、ゴルフ教室を開催します。経験年数等は問いませんので、初心者の方や未経験者の方も安心してご参加ください。

- 日 時 3月25日(土)、3月28日(火)、3月30日(木)
いずれも午後7時～9時
- 場 所 和寒町交流施設「ひだまり」
- 内 容 基本技術の習得とハンディキャップ向上への
ワンポイントレッスン
- 参加料 無料
- 持ち物 運動のできる服装、グローブ、運動靴
(スパイクは使用できません)



■詳しくは和寒町ゴルフ協会事務局(北星信用金庫和寒支店内 TEL32-2461 関下・大塚まで)

危険物取扱者・消防設備士試験にチャレンジ！！

専門的知識と技術を有する危険物取扱者及び消防設備士は、人々の財産を火災から守る重要な役割を果たしています。

乙種・丙種危険物取扱者試験、乙種消防設備士試験には受験資格は必要ありませんので、誰でも受験できます。なお、甲種危険物取扱者試験、甲種消防設備士試験には一定の受験資格が必要です。

●危険物取扱者・消防設備士試験日程表

◎危険物取扱者試験

区分	試験日	受付期間	試験の種類
第2回	平成29年 6月4日(日)	4月24日(月)から 5月1日(月)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種
第3回	平成29年 7月23日(日)	6月16日(金)から 6月23日(金)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種 ※甲種は札幌のみ開催
第4回	平成29年 8月20日(日)	7月7日(金)から 7月14日(金)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種
第5回	平成29年 9月24日(日)	8月21日(月)から 8月28日(月)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種 ※甲種は札幌のみ開催
第6回	平成29年 10月29日(日)	9月19日(火)から 9月26日(火)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種
第8回	平成30年 1月28日(日)	12月7日(木)から 12月14日(木)まで	甲種 乙種(第1～6類) 丙種

※第1回、第9回は札幌市のみでの開催
第7回は札幌市、室蘭市のみでの開催

◎消防設備士試験

区分	試験日	受付期間	試験の種類
第1回	平成29年 6月4日(日)	4月24日(月)から 5月1日(月)まで	甲種(特類) 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)
第2回	平成29年 8月20日(日)	7月7日(金)から 7月14日(金)まで	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)
第3回	平成29年 10月29日(日)	9月19日(火)から 9月26日(火)まで	甲種(特類) 甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)
第4回	平成30年 1月28日(日)	12月7日(木)から 12月14日(木)まで	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)

※第5回は札幌市のみでの開催

日程表に掲載した試験日は、道内数か所で開催されていますので確認してください。(旭川市、名寄市など)

○申請用紙は消防署和寒支署で取り扱っています。
申請は直接「財消防試験研究センター北海道支部」へ提出してください。

※インターネットからも受験申請ができます。受付期間が上記期間と異なりますので、
(財)消防試験研究センターのホームページをご確認ください。(http://www.shoubo-shiken.or.jp)

■詳しくは消防署和寒支署まで(TEL32-2119)

和寒町保育所臨時職員の募集について

和寒町保育所では、下記要領により臨時職員を募集します。
採用を希望される方は、期日までに応募してください。

区 分	応 募 要 領
1. 職 種	臨時調理員
2. 募集人員	1名
3. 応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・調理師免許を有する方、又は調理業務に熱意のある方 ・和寒町に通勤可能な方、又は居住可能な方
4. 雇用期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日
5. 勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 7時間（又は上記のうち4時間） ・土曜日 午前8時30分～午後12時30分
6. 雇用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・賃 金 日額 5,950円～ 時給 850円～ ※有資格者、経験者は優遇します ※保障制度 社会保険、雇用保険、労災保険加入 ※有給休暇 労働基準法に基づく年次有給休暇日数
7. 業務内容	調理業務
8. 応募要領	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書に自筆で記入の上、最近3ヶ月以内の写真を貼付し、提出してください。
9. 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考及び面接とします。（面接の日時、場所は直接本人に連絡させていただきます。）
10. 応募期日	平成29年3月17日（金）まで
11. 応募先	〒098-0111 上川郡和寒町字三笠 95 番地 和寒町保育所

■詳しくは和寒町保育所まで(TEL32-2242)

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。
引っ越しで住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録してください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買ったとき（移転登録）
- ・自動車を使わなくなったとき（抹消登録）

平成29年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。



■変更登録が間に合わないときは……

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

札幌道税事務所自動車税部
TEL011-746-1197
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

■詳しくは札幌道税事務所自動車税部まで(TEL011-746-1197)

平成29年度『おでかけハイヤー券』を交付します

—対象となる方—

- 平成29年4月1日現在満75歳以上の方（昭和18年4月1日までに生まれた方）
 - 平成29年度中に満75歳に達する方
 - 和寒町に住所を有し、実際に住んでいる方
- ※ご利用は土別ハイヤーに限ります。

3月21日（火）
から販売！



—ハイヤー券の購入—

- 販売場所 保健福祉センター、役場お客さま窓口
- 6枚つづり1組 1,200円（1人4組）

—ハイヤー券の使用—

- 1回の乗車につき、1枚利用できます。
- （初乗運賃610円から410円割引）

現在お手持ちのハイヤー券（緑色）は3月末までの有効期限です。
有効期限の過ぎたハイヤー券は平成29年度のハイヤー券の購入の際に交換できます。（5月1日まで）

■詳しくは保健福祉課福祉係まで（TEL32-2000）

奨学資金の貸付制度

町では、経済的理由などにより修学困難な生徒や学生を対象に、無利子で資金を貸与する奨学資金貸付制度があります。

返還期限内に和寒町に住所を有し戻られてきた方を対象に「ふるさと生活応援事業」として返還の減免制度もあります。

利用を希望される方は教育委員会庶務学校教育係までご連絡ください。

◆奨学資金制度

【対象者】 和寒町に住所を有する方の子で、高等学校、専修学校、短大、専門学校、大学に在籍する生徒・学生

【貸与額】 高校生・専修生 月額10,000円
短大またはこれに準ずる学生 月額20,000円
大学生 月額30,000円

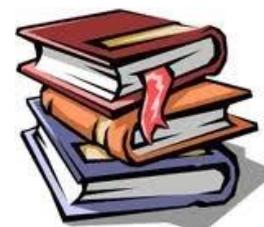
※更に貸与を必要と認める場合にあっては1万円以内の範囲で貸与することができます。

【償還期間】 高校生 5年以内
専修生 2年以内
短大またはこれに準ずる学生 7年以内
大学生 10年以内

※償還は最終学年卒業後、1年据え置くことができます。

【申込期間】 3月27日（月）

※年度の途中でも随時受付しますので、ご利用ください。



◆ふるさと生活応援事業

①返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方に対し、貸付額の1/2を減免します。

②医師免許取得者で返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方、また和寒町にある事業所で常勤の医師として就労している方に対し、貸付額を全額減免します。

■詳しくは教育委員会庶務学校教育係まで（TEL32-2477）